

当座勘定規定にかかる新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>第1条～第22条（省略）</u></p> <p>第23条（解 約）</p> <p>① <u>（省略）</u></p> <p>② <u>この当座勘定は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>2. 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団</u></p> <p><u>B. 暴力団員</u></p> <p><u>C. 暴力団準構成員</u></p>	<p><u>第1条～第22条（同左）</u></p> <p>第23条（解 約）</p> <p>① <u>（同左）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者
- 3. 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

③～④ (省略)

第 24 条～第 26 条 (省略)

以 上

(平成 22 年 11 月 10 日現在)

②～③ (同左)

第 24 条～第 26 条 (同左)

以 上

(平成 17 年 1 月 4 日現在)